

ウクライナ情勢に係る 中小企業向けの新たな融資制度をスタートします ～「ウクライナ情勢対応緊急融資」の創設～

東京都では、中小企業の皆様の円滑な資金調達を支援するため、東京都中小企業制度融資を実施しています。

今回のウクライナ情勢により、原油等のエネルギーや原材料、穀物などの価格の高騰のほか、ロシアの企業との取引停止など、事業者の経営に様々な影響が生じることが懸念されています。

都は、こうした状況のもと売上に影響の出る中小企業の資金繰りを支援するため、令和3年度の制度融資において、新たなメニューを創設します。

新設 「ウクライナ情勢対応緊急融資」の創設 **3月15日受付開始**

ウクライナ情勢の影響により売上が減少している事業者を対象とした新たなメニューを創設します。

また、融資を利用する際に必要となる信用保証料に対して都が補助を行います。

取扱期間	令和4年3月15日（火）～ 令和4年3月31日（木）まで
対象要件	以下をいずれも満たす都内中小企業等 ● ウクライナ情勢を発端として、事業活動に影響を受けていること ● 「最近3カ月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が直近同期と比較して10%以上減少していること
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	1億円
融資利率	1.5%以内 ～ 2.2%以内
信用保証料補助率	小規模事業者に対しては 3/4補助 上記以外の中小企業に対しては 2/3補助

▶ 詳細は、3月15日（火）に産業労働局ホームページ（QRコード参照）で公表します。

